荒尾地区最道整備 事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び

方法について

次のとおり荒尾地区最道整備事業の経貿の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法

(昭和四十七年三萬町条

について、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 例第十六号)第二条第二項の規定により、 本酸 会の承認を求める。

昭和四十八年九月二十九日

三朝町長

出

2

昭和四指八年九月廿九日 原来可決

三朝町議会議長 牧田 禎

工學名称

I

至

婸

所

荒尾 **農道改修工事**

経 T Ø 賦 課 基

準

田

五二、七

五八

П

畑

三、五、一

七

六円

O a 当 b)

徴収の

時

徴収の方法

伯 郡三 朝 RJ⁻ 大字三朝地内

期 昭和四十九年二月十日から沿和四十九年三月二十日まで

金銭とし三朝町税条例 (昭和四 十五年三

朝町

条例第十八

の例による。